

和 人 第 9 8 号
令 和 6 年 7 月 8 日
(2 0 2 4 年)

和歌山市公正職務審査会会長 様

和歌山市長 尾花 正啓



諮 問 書

和歌山市公正職務審査会条例（令和3年条例第5号）第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

平成30年8月に公益通報を行った元職員に対する不利益な取扱いの有無に係る検証について

2 諮問理由

平成30年8月に公益通報を行い、令和2年6月に自死により死亡退職した元職員について、これまで、本市において、関係職員から聴き取り調査などを行い、また、地方公務員災害補償基金和歌山県支部による調査も行われましたが、死因につながる要因などは確認できておりません。

今般、ご遺族が、公益通報者が守られていなかったなどと訴えていることについて、本市としても、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）等の趣旨に照らし、不利益な取扱いがあったかどうかについて、第三者の意見を聴くべきと判断したため、審査会に諮問します。